

地縁団体の手続き等をお知らせします

1. 自治会などの名前で不動産登記ができます

従来、地域的な共同活動を行っている団体（区、自治会、隣組等）の地縁による団体は、その所有する集会施設については、「法人格」をもてなかったため、団体名での不動産登記ができず、代表者の個人名義や共有名義で登記され、名義変更や相続など財産上の問題が生じていました。

【登記名義人が会長等の個人名義の場合の問題例】

- 登記名義人の債権者が不動産を差し押さえ、競売してしまった。
- 登記名義人が死亡した場合に、相続人との間で所有権の争いが生じた。
- 会長名で登記しているために、会長が交代するたびに変更登記をしなければならず、手続きが煩雑である。

こうした不都合を解消するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、自治会等が一定の要件を満たすことによって、「地縁による団体」として、町長の認可によって法人格を持てることになり、町区等の名義で不動産登記等ができるようになりました。

2. 地縁による団体とは

地方自治法 260 条の 2 において法人格付与の対象となるのは『地縁による団体（地縁団体）』（＝区、自治会、隣組などの団体）です。地縁による団体は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義され、認可された地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

3. 申請できる地縁による団体

この制度は不動産等の保有の有無に関わらず、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地縁団体）で、いわゆる自治会を対象としています。

【認可の対象とならない団体の例】

- 特定の活動を行う団体
（同好会やスポーツ活動、環境美化活動のように活動の内容が限定されている団体）
- 構成員に対して住所以外に 性別や年齢の条件が必要な団体
（老人会や子ども会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など）

4. 認可地縁団体設立のメリット・デメリット

メリット	デメリット
1. 不動産の登記 自治会等で法人格を取得することにより、団体名で不動産の登記ができます。不動産の相続の際のトラブルを避けることができます。（代表者が変更しても、不動産登記の変更は不要となります）	1. 登記費用 地縁団体は、公益法人とみなされ、税法上優遇されます。ただし、登記のための登録免許税については、減免措置がないため名義変更の際に費用が発生します。また、手続きを司法書士に依頼する場合には、さらに費用がかかります。
2. 任意の団体から、法人格を得たということで、社会的信用が高まります 法人格を取得するということは、法律行為ができるようになることを意味します。すなわち、財産面だけでなく、目的の範囲内であれば、全てにわたって独立して取引主体あるいは財産の保有主体となることができます。規約に定める範囲内で権利能力を持ちます。また、コミュニティセンター助成事業で、集会施設の建て替えや改修をするために補助事業を利用場合には、認可地縁団体であることが要件になっています。	2. 認可を受けるための準備 不動産の現在の所有者（個人名で登記されている場合）の相続が発生している場合には、相続人の委任状をもらうのが大変です。そのために戸籍謄本を取得するなど多くの費用がかかる可能性があります。また、認可地縁団体も法人であるため、法人設立の届け出（町、県、税務署）や税法上の優遇を受けるための減免申請など代表者がする手続きがあります。代表者の変更や規約の変更などが生じた場合にも、町に届出をする必要があります。

5. 認可を受ける要件

地縁による団体が法人格を得るためには、町長の認可が必要です。認可を受けるには以下の4つの要件を満たすことが必要です。

1	一定の地域内で町内会等の組織を形成し、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること
説明	地域的な活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦旅行など、一般的な区の活動のことです。
2	その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
説明	河川・道路等で区域が画されているなど、容易に区の区域・範囲がわかる状態である、という意味です。他の自治会等と区域が重なる場合は調整して重ならないようにする必要があります。

	す。
	その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となるべきものとし、その相当数の者が構成員となっていること
3	説明 その区域に住むすべての人が加入できるという意味です。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件を付けてはいけません。相当数とはその区域の全住民（区に加入していない人を含む）の過半数です。
	規約を定めていること
4	説明 (1)目的 (2)名称 (3)区域 (4)主たる事務所の所在地 (5)構成員の資格に関する事項 (6)代表者に関する事項 (7)会議に関する事項 (8)資産に関する事項が定められている必要があります。 認可を受ける場合には、上記8項目を全て含んだ規約を定める必要があります。この項目以外に規約を定めることに関しては問題ありませんが、活動目的に政治目的、営利目的を含むものについては認められません。また、規約の名称についても特に制限はなく、「〇〇町内会規則」「××自治会規程」等の名称でも構いません。

6. 認可を受ける前にしておくこと

- 法人化の認可を受ける前に、町区等の名義で登記をしようとしている集会施設やその土地について、その所有者を確認してください。
- 自治会等の名義で登記をするにあたり、現在登記簿上所有者となっている方から、自治会等への所有権の移転について承諾していただく必要があります。
- 不動産登記に係る経費（登録免許税、登記手数料等）、法人税等の税金に関する申告や届出、その他必要となる費用について、司法書士や税理士、町税務会計課等を通じて確認してください。

7. 認可申請の流れ

1	自治会等で地縁団体の法人化申請について話し合い
2	企画広報課へ事前相談、規約案などの作成
3	自治会等で総会を開催 (1)規約の改正 (2)認可申請することの議決 (3)申請者を代表者とすることの議決 (4)構成員の確定 (5)保有する資産の確定
4	申請書類の作成・町へ提出 → （※8. 認可申請に必要な書類参照）
5	企画広報課にて提出書類の確認及び認可要件審査

8. 認可申請に必要な書類

1. 認可申請書
2. 規約
3. 認可申請についての総会議決証明（総会の会議録等）
4. 構成員の名簿
5. 保有資産目録又は保有予定資産目録 ※保有する資産がある場合のみ
6. 地域的な共同活動を行っていることを証明する書類（総会に提出された前年度の事業活動報告書等）
7. 申請者が団体の代表者であることを証する書類
 - ・ 申請者を代表者に選出する旨の議決をおこなった総会議事録の写し（議長、議事録署名人の署名または記名押印があるもの）
 - ・ 申請者が代表者になることを受諾した旨の承諾書等の写し（申請者の署名または記名押印があるもの）

9. 地縁団体として認可されたら

- ・ ○○自治会等の名義での不動産登記ができます。
- ・ ○○自治会等の名義での契約行為ができます。
- ・ ○○自治会等の名義での収益事業は課税されます。（※ 自治会等が法人化していない場合でも、収益事業があれば課税されます）
- ・ 団体名義での銀行口座の開設ができます。

10. 告示した事項に変更があった場合は、届出をしてください。

認可時の告示事項に変更が生じた場合は、代表者は町長に対して届出が必要です。この届出をもとに町長は、変更の告示を行います。

1. 告示事項
 - (1) 名称
 - (2) 規約に定める目的
 - (3) 区域
 - (4) 主たる事務所の所在地
 - (5) 代表者の氏名及び住所
 - (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - (7) 代理人の有無
 - (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - (9) 認可年月日
2. 申請に必要なもの
 - (1) 告示事項変更届出書
 - (2) 告示された事項に変更があった旨を証する書類（議事録署名人が署名または記名押印した総会議事録の写しなど）

11. 規約の変更

規約を変更する場合、代表者は町長に対して届出が必要です。

1. 申請に必要なもの

(1)規約変更認可申請書

(2)規約変更内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類（議事録署名人が署名または記名押印した総会議事録の写しなど）

12. 認可地縁団体の各種税金について

認可を受けた地縁団体は法人格を有するため、町税務会計課、龍野県税事務所・相生税務署（収益事業を行わない場合は不要）にそれぞれ法人設立の届出が必要になります。詳しく

町 税	県 税
1. 法人設立（支店等設置）届 2. 規約の写し	1. 法人の設立等届出書 2. 認可通知の写し 3. 規約の写し

は各窓口にお問い合わせください。

認可地縁団体の税金の取り扱いは以下のとおりです。

税の種類		認可地縁団体	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
町税	法人町民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税
	固定資産税	従来どおりの課税 集会施設※など減免措置あり ※公共のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）	
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	委任の終了登記の場合 減免措置あり	不動産を取得した時点の評価額 課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

収益事業を行っている認可地縁団体については、相生税務署・龍野県税事務所・町税務会計課に申告が必要です。収益事業については税務署に確認してください。

【町税減免について】

収益事業を行わない認可地縁団体の法人町民税の均等割、公会堂等の公益のために直接専用する固定資産税は減免の対象になります。

なお、減免を受ける際には、(1)町税減免申請書、(2)決算書の写し（法人町民税のみ）、(3)事業報告書の提出が必要になりますのでお忘れなく手続きをお願いします。

減免申請書は別途自治会等の代表者に送付させていただきます。詳しくは町税務会計課までお問い合わせください。

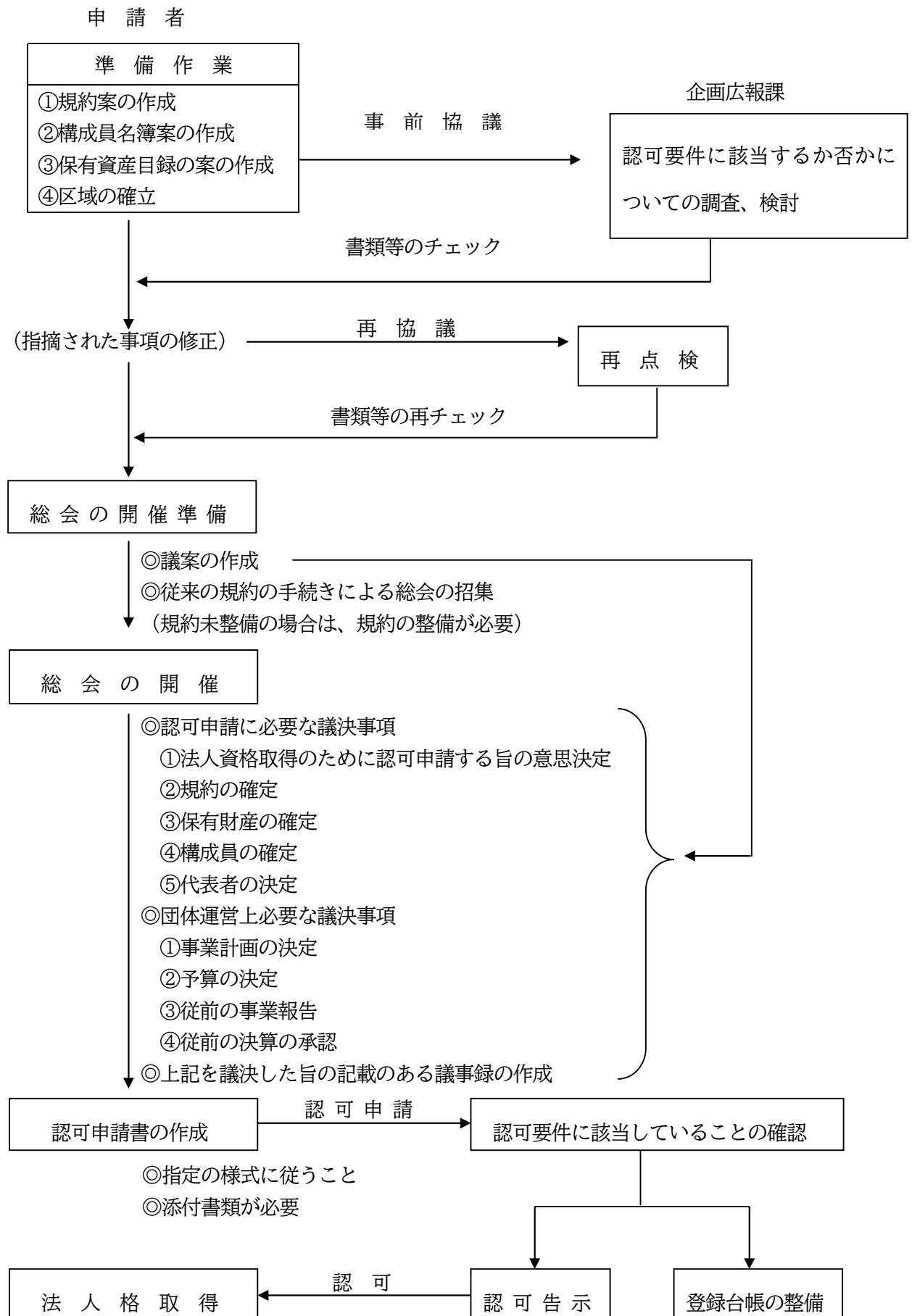
県税の減免手続については、龍野県税事務所にお問い合わせください。

各 税 の お 問 合 せ 先		
町民税・固定資産税	上郡町役場税務会計課	0791 - 52 - 1113
法人県民税・事業税	龍野県税事務所課税第1課	0791 - 63 - 5670
不動産取得税	龍野県税事務所課税第2課	0791 - 63 - 5673
法人税	相生税務署	0791-23-0231 (代表・自動音声案内)
登録免許税	神戸地方法務局龍野支局	0791 - 63 - 3221 (不動産登記部門)

13. 認可地縁団体の性格

- 法律上、権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また認可地縁団体が行う活動については、町長は一般的監督権限を持ちません。
- 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的扱いをしてはいけません。地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- 特定政党のために利用してはいけません。

地縁団体の法人格取得手続きの流れ



地方自治法（抄）

- 第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下この条及び第二百六十条の四十九第二項において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
 - 四 規約を定めていること。
- 3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- 4 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。
- 5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- 6 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- 7 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- 11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

- 14 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 16 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- 17 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
- 第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。
- 2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- 第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。
- 第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。
- 第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- 第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。
- 第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。
- 第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。
- 一 財産の状況を監査すること。
 - 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生

二 破産手続開始の決定

三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し

四 総会の決議

五 構成員が欠けたこと。

六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併によ

る解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を

承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

2 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

3 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

4 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

5 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

2 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

4 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不

動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- 2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- 3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- 4 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- 5 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- 2 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

地方自治法施行規則（抄）

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
- 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- 二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日

五 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二條の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十二條の二の三 地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十条の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の二の四 地方自治法第二百六十條の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十條の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第二十二條の二の五 地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 三 申請者が代表者であることを証する書類
- 四 地方自治法第二百六十條の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十條の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
- 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

上郡町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、上郡町の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づく町長の認可を受けたもの（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

（登録資格）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。

- （1） 認可地縁団体の代表者
- （2） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号に規定する職務代行者
- （3） 法第260条の9に規定する仮代表者
- （4） 法第260条の10に規定する特別代理人
- （5） 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

（登録の申請）

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、認可地縁団体印鑑登録申請書（以下「登録申請書」という。）に登録を受けようとする印鑑を添えて自ら町長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、登録申請書の代表者等の氏名の次に押印する印鑑は、当該代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録されている個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とし、当該印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

（印鑑の登録）

第4条 町長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記

載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体印鑑の登録をするものとする。

2 町長は、前項の印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 登録資格
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所

3 町長は、前項に掲げる事項のほか、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関し必要と認める事項を登録することができる。

4 町長は、前2項に規定する事項を登録した印鑑登録原票については、磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（登録印鑑）

第5条 登録することができる認可地縁団体印鑑は、1 認可地縁団体につき1個に限るものとする。

2 前条第1項の規定にかかわらず、町長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認可地縁団体印鑑の登録をすることができない。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) 他の団体のものと誤認するおそれのあるもの
- (5) 個人印鑑
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として

不相当と認めるもの

(登録印鑑の亡失届)

第6条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに認可地縁団体印鑑亡失届書によりその旨を町長に届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同項中「登録申請書」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録亡失届書」と読み替える。

3 町長は、第1項の届出があったときは、当該届出に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。

(登録廃止の申請)

第7条 印鑑登録者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に当該認可地縁団体印鑑及び個人印鑑を押印して、自ら町長に申請しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同項中「登録申請書」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録廃止申請書」と読み替える。

3 町長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。

(登録事項の修正)

第8条 町長は、法第260条の2第11項の規定による届出により、印鑑登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）があったときは、当該変更に係る事項につき、職権で印鑑登録原票の登録事項を修正するものとする。

(登録の職権抹消)

第9条 町長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) 印鑑登録者の登録資格に変更が生じたとき。

(2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。

(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でない
と認められるとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、町長が認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたときと認めるとき。

2 町長は、前項第3号又は第4号の事由により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書により当該印鑑登録者に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、当該認可地縁団体印鑑登録原票に抹消年月日及び抹消事由を記載し、これを除票として保管するものとする。

(印鑑登録原票の改製)

第10条 町長は、印鑑登録原票が汚損したときその他必要と認めるときは、印鑑登録者にその旨を通知し、その認可地縁団体印鑑の提示を求め、印鑑登録原票を改製することができる。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請)

第11条 印鑑登録者は、認可地縁団体印鑑登録証明書（以下「印鑑登録証明書」という。）の交付の申請をするときは、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に当該認可地縁団体印鑑を押印して、自ら町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に押印した認可地縁団体印鑑の印影及び当該申請書の記載事項と印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認して、当該申請者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

(印鑑登録証明書)

第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。以下同じ。）について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 前項に規定する印鑑登録証明書は、印影の写しが鮮明になるような方法により複写して作成するものとし、印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を

記載するものとする。

(代理人による申請等)

第13条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条第1項中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第6条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と、第7条第1項及び第11条第1項中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。

(事実の調査)

第14条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関し必要があると認めるときは、関係者に対し質問をし、又は必要な事項について調査することができる。

(手数料)

第15条 印鑑登録証明書に係る手数料は、上郡町手数料徴収条例（平成12年条例第3号）に定めるところによる。

(閲覧の禁止)

第16条 町長は、印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(上郡町行政手続条例の適用除外)

第17条 この条例の規定により町長が行う処分その他公権力の行使に当たる行為については、上郡町行政手続条例（平成8年条例第21号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

上郡町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上郡町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成24年条例第18号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 次の各号に掲げる申請又は届出は、当該各号に定める申請書又は届書を提出して行うものとする。

- (1) 条例第3条に規定する認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号）
- (2) 条例第6条に規定する認可地縁団体印鑑登録亡失届書（様式第2号）
- (3) 条例第7条に規定する認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第3号）
- (4) 条例第11条に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第4号）

2 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票（様式第5号）
- (2) 条例第9条第2項に規定する認可地縁団体印鑑登録抹消通知書（様式第6号）
- (3) 条例第11条に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書（様式第7号）

(文書保存期間)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する文書の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 抹消された認可地縁団体印鑑登録原票 抹消された日から5年間
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 受理された日から3年間

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日規則第36号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。